

# 知財マネジメントの新たな領域

## — ビジネスアナリティクスにおける知財戦略 —

データ分析を未来予測に生かそうというビジネスアナリティクスが活発化するにつれて、競争力の源泉としてのデータや分析結果を積極的に知的財産として保護するための知財マネジメントの検討も進められている。本稿では、ビジネスアナリティクスにおける知財マネジメントはどうあるべきか、IT部門の役割も含めて考察する。

野村総合研究所 システムコンサルティング事業本部  
社会ITコンサルティング部 副主任システムコンサルタント

あん しんす  
安 伸樹

専門は知財マネジメント、官公庁・公益企業へのシステムコンサルティング



### ビジネスアナリティクスと 知的財産権

昨今、IoT（Internet of Things。さまざまな機器がインターネットでつながった状態）や人工知能（AI）などの技術革新を背景に、大量に収集したデータを分析して結果をビジネスに活用しようとする動きが活発化している。顧客の購買に関するデータやマーケットデータ、自社の財務データなど、社内外の膨大なデータを分析し、不確実性の高い未来を予測することを経営の意思決定に生かそうというこの取り組みは、最近ではビジネスアナリティクスと呼ばれている。これまでのBI（ビジネスインテリジェンス）が過去のデータから示唆を得ることを目的としているとすれば、ビジネスアナリティクスは未来を予測することに焦点を当てたものといえる。

ビジネスアナリティクスにおいて重要なポイントの1つに、自社で生み出した知的財産の保護がある。例えば、収集したデータ、分析技術（前処理のノウハウなど）、分析結果（学習済みアルゴリズムなど）などが知的財

産として挙げられる。これらは、自社にとって有益なものであるほど、経営戦略の策定や実行にとって重要なツールとなる。このため、企業は競争力の源泉となるこれらの知的財産を積極的に保護していくことが求められる。苦勞して有益な結果を得ても、それを知的財産として保護しなければ、競合他社に先手を打たれてしまうことで、競争力につながらない恐れがあるからだ。

IoTなどで大量に蓄積されるデータやAIに関しては、産業競争力の強化という観点から政府でも各種の検討が進められている。

例えば内閣に設置された知的財産戦略本部の「新たな情報財検討委員会」では、「IoT等で大量に蓄積されるデジタルデータや、AI生成物とその生成に関する学習用データ及び学習済みモデルなどの新たな情報財の知財制度上の在り方」をめぐる検討を2016年10月から進め、2017年3月に報告書がまとめられた。特許庁、経済産業省の経済産業政策局および産業技術環境局による「第四次産業革命を視野に入れた知財システムの在り方に関する検討会」でも、IoTやAIによって増加

するデータや関連技術に対応した知財制度の在り方などに関して2017年4月に報告書がまとめられている。これらの検討結果は内閣府の知的財産戦略本部により2017年5月に決定された「知的財産推進計画2017」に反映されている。

---

## 知財マネジメントの考え方

---

ビジネスアナリティクスに関係する知的財産は、著作権法上の要件を満たせば著作物として、特許要件を満たせば特許として保護される。しかし、現時点では審査基準やガイドラインが必ずしも整備されているとはいえ、具体的な要件や保護範囲について不明確な点が残っている。

例えば、学習済みのアルゴリズムが著作権や特許権として保護されている場合でも、それに基づいた新たな学習により作成されたアルゴリズムに対して権利を行使することは必ずしも容易ではない。新しいデータを用いてさらに学習を行うことでパラメーターを変化させ精度を高めたモデル（派生モデル）や、元の学習済みアルゴリズムの入出力結果を用いて新しく学習を行うことで作成されるモデル（蒸留モデル）は、元のアルゴリズムとの関係を特定することが難しいため権利行使が容易ではなく、必ずしも元のアルゴリズムが適切に保護されているとはいえない。

一方で、これらの知的財産が不正競争防止法における営業秘密の三要件、すなわち秘密管理性、有用性、非公知性を満たす場合には、不正競争防止法によって保護される可能性がある。

このような現状を踏まえると、ビジネスアナリティクスにおける現時点での知財マネジメントとしては、知的財産を積極的に権利化して開示する、いわゆるオープン戦略ではなく、営業秘密として保護するとともに他社の権利化に備えた対応を行う、いわゆるクローズ戦略を暫定的に採用することが適切であると考えられる。オープン戦略を採用し、保護範囲などが不明確な現状で特許出願を行えば、意図した範囲の権利を取得できない可能性がある上に、場合によっては権利化されていない自社のノウハウが公知となり、他社に利用されてしまう可能性があるが、クローズ戦略を採用し、営業秘密として保護すればこのような懸念がないためである。そして将来的に審査基準やガイドラインが整備された段階で、あらためてオープン戦略への移行を検討することが望ましい。

---

## クローズ戦略のポイント

---

ここでは、ビジネスアナリティクスにおけるクローズ戦略の実践に向けたポイントについて述べる。前述のように、クローズ戦略のポイントは次の2点である。

- ①自社の技術を不正競争防止法における営業秘密として保護することで、不正利用に対抗する。
- ②仮に他社が同種の技術について権利を取得した場合でも、他社の権利行使から自社の技術を保護するための備えを行う。

自社の技術を営業秘密として保護するという観点では、営業秘密の三要件のうち、特に秘密管理性に留意することが重要である。秘

密管理性とは、情報が秘密として管理されていることである。

この要件を満たすためには、秘密として管理しようとする対象を明確化し、対象となる

情報にアクセス制限を行うとともに、対象となる情報が秘密として管理されていることを明確に認識できるように、組織的な仕組みを有していることが必要となる。

他社の権利行使から自社の技術を保護する観点では、特許法における先使用権の確保が重要となる。先使用権とは、他者が特許出願をした時点で、その特許に係る発明の実施である事業やその事業の準備をしていた者に認められる権利である。先使用権を有する者は、他の特許権者による権利行使があった場合でも事業を継続することができる。先使用権を確保するためには、事業やその準備を行っていたことの証拠となる情報を収集し、管理しておく必要がある。

これらを踏まえると、ビジネスアナリティクスにおいて前述のようなクローズ戦略を実施するためのポイントは、ビジネスの成否に関わる仮説検証の段階から、実際にビジネスに活用する段階までの各ステップにおいて、密管理性に留意しつつ、先使用権を確保するために必要な情報の収集および管理を行うことである。

## IT部門を中心としたクローズ戦略

このような知財マネジメントに関わる組

表1 ビジネスアナリティクスの知財マネジメント推進主体の評価

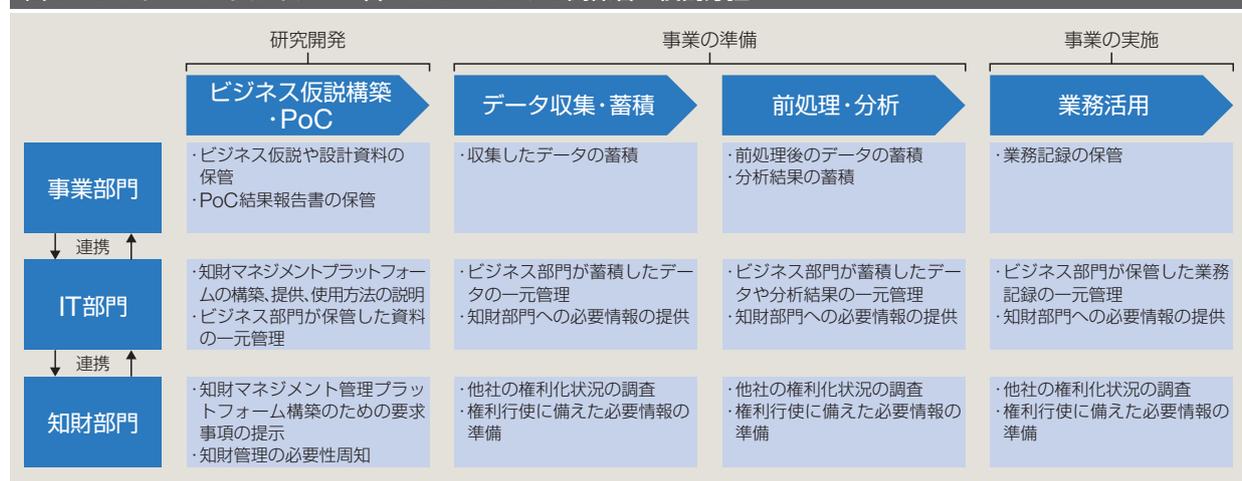
観点	事業部門	IT部門	知財部門
必要情報の収集能力	◎	△	△
仕組みの提供能力	△	◎	△
技術への理解	△	◎	△
知財制度への理解	△	△	◎

織としては、データの収集・活用の主体となる事業部門、ビジネスアナリティクスの技術開発を行うとともにビジネスアナリティクスのプラットフォームを提供するIT部門、知的財産のマネジメント全般を担う知財部門がある。筆者は、中でもIT部門が中心となってクローズ戦略を推進していくことを推奨する。IT部門は知的財産となるデータや分析技術に関する知見を有しているとともに、必要な情報を一元的に収集・管理する仕組み（本稿では便宜的に「知財マネジメントプラットフォーム」と呼ぶ）を提供するのに最も適しているからである（表1参照）。

IT部門を中心としたクローズ戦略実践のプロセスは以下の通りである。

まず、IT部門は知財部門と連携して知財マネジメントプラットフォームを構築する。この時、知財部門はIT部門に知財マネジメントプラットフォームへの要求事項を提示する。このプラットフォームは、データの蓄積・分析を行うビジネスアナリティクスのプラットフォームと連携できるとともに、先使用権確保のための証拠となり得る資料（前処理のノウハウや分析アルゴリズムに関する各種設計資料やPoC（Proof of Concept：概念実証）の結果報告書など）も含め、情報を時系列的に一元管理できることが求められる。

図1 ビジネスアナリティクスの各プロセスにおける関係者の役割分担



また、秘密管理性を満たすために、蓄積した情報に対するアクセス制御を行える必要がある。知財マネジメントプラットフォームは大規模な情報システムではなく、ファイルサーバーのように簡易に構築できるシステムをイメージすればよい。

次に、IT部門は知財マネジメントプラットフォームを事業部門に提供する。事業部門は、ビジネスアナリティクスを実施するプロセスに応じて、作成した資料を本プラットフォームに保管する。また、事業部門が蓄積したデータや分析結果を本プラットフォームに連携させる。これらの情報を時系列的に一元管理することにより、先使用権を確保するために必要な、発明の完成時期や、事業の準備または事業の実施時期などの証明が容易になる。

IT部門は本プラットフォームの提供に当たって、その使用方法について事業部門への説明を行う。知財部門も、知財マネジメントの必要性について事業部門へ周知させることで、本プラットフォームの利用促進を図る。

その後、データの収集・分析を行う事業の

準備フェーズや、分析結果を業務に活用する事業の実施フェーズにおいて、知財部門はビジネスアナリティクスの分野における他社の権利化状況の調査を行う。他社が特許出願などを行っていた場合は、IT部門に対して、先使用権の確保のために必要な情報の提供を依頼する。IT部門は、本プラットフォームで一元管理している資料やデータから、必要な情報を知財部門へ提供する。

以上が、IT部門が中心となって推進するクローズ戦略の実践プロセスである。一般に知財マネジメントを主体となって推進するのは知財部門である。しかしビジネスアナリティクスに関しては、上述のようにIT部門が中心となり、事業部門および知財部門と密接に連携しながらクローズ戦略を進めていくことが有効である。

IoTやAIなどの技術は進歩のスピードが速い。このような環境で企業の競争力を向上させていくために、この分野の技術に強いIT部門が知財の重要性をいち早く認識し、積極的に働き掛けを行うことが必要ではないだろうか。